

○東海市クライנגアルテンの設置及び管理に関する条例

平成8年12月25日

条例第19号

改正 平成12年6月29日条例第53号

平成17年6月30日条例第23号

平成18年3月17日条例第18号

東海市クライングアルテンの設置及び管理に関する条例をここに公布する。

東海市クライングアルテンの設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、東海市クライングアルテンの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市民が野菜や草花の栽培を通じて農業への理解を深め、併せて市民のレクリエーションの用に供するため、東海市クライングアルテン（以下「クライングアルテン」という。）を東海市荒尾町寺前48番地に設置する。

(利用者の範囲)

第3条 クライングアルテンの一般貸出農園を利用することができる者は、市内に在住し、又は在勤している者とする。

2 クライングアルテンの体験学習農園を利用することができる者は、体験学習を目的として10人以上の団体で利用しようとする市内の保育園に入所する幼児、市内の小学校に在学する児童その他市長が適当と認める者及びこれらの者を指導する者とする。

(利用の許可)

第4条 一般貸出農園及び体験学習農園（以下「農園」という。）を利用しようとする者（体験学習農園にあつては、前条第2項に規定する者に利用させようとする者）は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、農園の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付けることができる。

(利用の不許可)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、農園の利用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (3) 前2号のほか、農園の管理上支障があると認めるとき。

(利用の制限)

第6条 一般貸出農園の利用は、1世帯につき1区画とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、2区画以上とすることができる。

(利用期間)

第7条 農園の利用期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、第4条第1項の許可の日が4月2日以後のときは、当該許可の日からその日の属する年度の3月31日までとする。

- 2 前項の利用期間は、市長が必要と認めるときは、2回まで更新することができる。ただし、1回の更新の期間は、1年以内とする。

(施設等の利用)

第8条 第4条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、クラインガルテンの施設及び農機具（以下「施設等」という。）を利用することができる。

- 2 施設等のうち管理棟及び農機具の利用日及び利用時間は、別表のとおりとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、これらを変更することができる。

(利用者の義務)

第9条 利用者は、農園の利用に際しては、この条例及びこれに基づく規則の規定並びに第4条第2項の規定により許可に付けられた条件に従わなければならない。

(許可の取消し及び利用の中止命令)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

- (1) 農園の所在する土地について市と土地所有者との賃貸借契約が解除されたとき。
- (2) 利用者が前条の規定に違反したとき。
- (3) 第5条各号のいずれかに該当することが明らかとなったとき。

(4) 公共の福祉のためやむを得ない理由があるとき。

(原状回復の義務)

第11条 利用者は、農園の利用を終了したとき又は前条の規定により第4条第1項の許可を取り消され、若しくは利用の中止を命じられたときは、直ちに原状に復さなければならない。ただし、原状に復さないことについて、市長が特に認めるときは、この限りでない。

(使用料)

第12条 利用者は、1区画1年につき2万円の使用料を市長が指定する日までに納付しなければならない。ただし、第4条第1項の許可を受けた期間が1年未満のときの使用料の額は、月割計算（1月に満たない期間は、1月とする。）により算出した額（10円未満の端数は切り捨てる。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、体験学習農園の利用に係る使用料にあつては、無料とする。

(使用料の減免)

第13条 市長は、公益上必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第14条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償)

第15条 利用者は、故意又は過失によってクラインガルテンの施設又は設備等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないとき、この限りでない。

(損失補償)

第16条 市長は、利用者の栽培作物、所有物品等に生じた損失については、補償しない。

(指定管理者による管理)

第17条 市長は、クラインガルテンの管理を法人その他の団体であつて東海市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年東海市条例第15号）

の定めるところにより市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 農園の利用の許可、許可の取消し等に関すること。
- (2) 施設等の利用に関すること。
- (3) 農園及び施設等の維持管理に関すること。
- (4) 野菜や草花の栽培を通じて農業への理解を深め、併せて市民のレクリエーションの用に供するための事業の計画及び実施に関すること。
- (5) その他クラインガルテンの管理に関し、市長が必要と認める業務

3 指定管理者は、法令、この条例及びこれに基づく規則の規定並びに市長の指示に従って、クラインガルテンの管理を行わなければならない。

4 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第4条から第8条まで、第10条、第11条及び第16条の規定の適用については、第4条及び第5条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第6条中「市長が特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て」と、第7条第2項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第8条第2項中「市長は、特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て」と、第10条及び第11条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第16条中「市長」とあるのは「市長及び指定管理者」とする。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第53号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年条例第23号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年条例第18号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

施設等名	利用日	利用時間	
管理棟及び農機具	1月4日から12月28日まで（月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和2	1月4日から2月末日まで及び11月1日から12月28日まで	午前9時から午後4時まで
	3年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その日後において、その日も近い日で休日でない日）を除く。）	3月1日から5月31日まで及び10月1日から同月31日まで	午前9時から午後5時まで
		6月1日から9月30日まで	午前9時から午後6時まで